

ケアハウスおでんせ重要事項説明書

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人土淵朗親会
- (2) 所在地 岩手県盛岡市本宮字小板小瀬20番地1
- (3) 連絡先 TEL 019-656-3011
FAX 019-656-3023
- (4) 代表者 理事長 高橋 陽子
- (5) 設立年月日 平成13年7月26日

2 利用施設

- (1) 施設名 ケアハウス おでんせ
- (2) 所在地 岩手県盛岡市上厨川字横長根76番地1
- (3) 連絡先 TEL 019-645-8211
FAX 019-648-0620
- (4) 施設長 稲川 純子
- (5) 開設年月日 平成14年4月1日
- (6) 入居定員 59名

3 運営の方針

ケアハウスが居宅であることを踏まえ、老人福祉法の基本理念に基づき、高齢者の特性に配慮した暮らしやすい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本とし、明るく、楽しく、心豊かに生活できるよう配慮して、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、適切な処遇を行うものとします。

4 入居対象者

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りではありません。

5 提供するサービスの内容及び第三者評価

(1) 提供するサービスの内容

- ①各種生活相談及び助言
- ②食事の提供
- ③入浴の準備
- ④日常費用支払代行及び預り金等保管・管理
- ⑤災害、疾病等の緊急時の対応
- ⑥保健、福祉サービスに関し連絡等の便宜
- ⑦自主活動への協力

⑧その他、必要とされるサービス

(2) 第三者評価の実施状況 (有 ・ 無) 年 月 日実施

6 職員体制

令和8年4月1日現在

職 種	員 数	付 記
施 設 長	1 名	
事 務 職 員	1 名	
介 護 職 員	1 名以上	
栄 養 士	1 名	

7 利用料

(1) 基本利用料

ケアハウスおでんせの一般入居者の利用料は、別表1「ケアハウスおでんせ一般入居者利用料金表」及び特定施設入居者生活介護利用の入居者の利用料は、別表2「ケアハウスおでんせ特定施設入居者生活介護盛岡市長が定める額の生活費等利用料金表」のとおりです。

(2) 基本利用料以外に入居者に負担いただくサービスの利用料

一般入居者に生活上心配な点や困りごとが起きた場合には、有料でのサービス提供が可能ですが、その内容及び料金は次表のとおりです。

項 目	内 容	料 金	摘 要
寝具貸出	宿泊する際、布団等を貸し出します（一式）。	1,500 円 （クリーニング代金含む）	
家族食	家族等が宿泊する際は、お食事を提供します。	朝食 600 円 昼・夕食 700 円	
服薬管理	自分でお薬の管理をするのが心配な方について、職員がお手伝いします。	1 回 100 円	例) 1 日 2 回 200 円
居室配下膳	体調不良などで、食堂まで食事をとりに来られない場合は職員が居室まで食事を運びます（下膳もします）。	1 回 200 円 （配膳・下膳どちらかのみ行った場合は 100 円）	例) 1 日 3 食 配下膳 600 円
見守り	夜間・体調が心配な方・高齢の方について、職員が見守りのため訪室します。	1 回 200 円	

夜間緊急対応	22 時～翌日 5 時までの間、体調不良などのため、職員の援助を必要とした場合、必要な対応をいたします（ナースコール対応含め）。	1 回 2,000 円	
通院介助 （救急搬送時も含む）	体調不良にて、家族の付き添いができない場合、職員が通院に付添います。	1 時間 2,000 円	
日常費用支払い代行及び預り金等保管・管理	入居者の現金、預貯金通帳、保険証等の証書類及び印鑑を適正に管理するとともに、日常諸費用に関する支払の代行を行います（私のおやつ代、医療費、衣類代等）。	1 日 100 円	
口座引落手数料	口座引落による納入方法で利用料等をお支払いいただきます。	実費	

8 施設利用にあたっての留意事項

「ケアハウスおでんせ 生活のしおり」を参照してください。

9 入居者懇談会

ケアハウス入居契約書第 4 条（入居者懇談会）に基づき入居者懇談会を設置します。

10 共用施設・設備

- （1）共用施設・設備等の利用時間や生活のルールなどは、施設長と入居者懇談会との間で協力の上決定します。
- （2）入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の定められた場所に私物を置いてはいけません。
- （3）共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設が行うものとします。

11 専用居室

- （1）居室の掃除、日常的な維持管理は入居者自身が行うものとします。また、居室のごみ廃棄物等については、入居者が定められた場所まで運ぶことを原則とします。
- （2）居室において、練炭、火鉢、石油ストーブ等の火器類の使用を安全面から禁じます。

1 2 食事の提供

- (1) 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮し、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとします。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。
- (2) 食事の時間は、原則として次の通りとします。

朝	食	7時30分	～	8時10分
昼	食	12時00分	～	13時00分
夕	食	18時00分	～	18時40分
- (3) あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供はいたしません。
- (4) 食事の場所は、原則として食堂とします。ただし、病気や身体的理由等により、食堂で食事をとることが困難な場合は、居室で食事をとることは差し支えありません。
- (5) 毎月の予定メニューを月末までに明示するものとします。

1 3 入浴

- (1) 入浴は、施設内に設けた入浴設備を利用して2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供するものとします。
- (2) 入浴の時間は、15時30分から18時00分までとします。
- (3) 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意してください。
- (4) 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとします。

1 4 居宅サービスの利用

入居者が要介護状態となった場合には、その心身の状況や置かれた環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行います。

1 5 記録の整備

入居者に提供するサービス状況に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

- (1) 入居者に提供するサービスに関する記録
- (2) 入居者に提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 苦情の内容の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

1 6 事故発生時の対応

入居者の容態の変化や事故が発生した場合は、協力医療機関へ連絡をするなどの必要な処置を講ずるほか、家族、緊急連絡先等に速やかに連絡を行います。また、事故等の発生状況等を分析しその防止策を検討する事故防止検討委員会を定期的を開催します。

1 7 非常災害対策

消防計画に則り定期的に防災訓練を行うほか、防災設備の保守点検を実施します。

1 8 衛生管理等

入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じることとします。また、感染症及び食中毒の予防やまん延の防止のための対策を講じるため、感染症対策委員会を設置し、概ね3か月に1回定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。

1 9 協力医療機関

盛岡市立病院	盛岡市本宮5丁目15-1	019-635-0101
遠藤歯科医院	盛岡市上厨川字横長根76-3	019-648-2010

2 0 要望・苦情等についての相談窓口

ケアハウスおでんせ

◎苦情解決責任者 施設長 稲川 純子

◎苦情受付担当者 介護職員 細川 奈穂

(附則)

この重要事項説明書は、令和2年4月1日より施行する。

(附則)

この重要事項説明書は、令和2年12月1日から施行する。

(附則)

この重要事項説明書は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この重要事項説明書は、令和6年12月1日から施行する。

(附則)

この重要事項説明書は、令和7年4月1日から施行する。

(附則)

この重要事項説明書は、令和8年6月1日から施行する。